

厚木市緑の基本計画

概要版

豊かな自然環境と共生し

身近な緑にふれあえるまち あつぎ



平成29年10月
厚木市

厚木市マスコットキャラクター
あゆむ回まわり

計画の概要

1 改定の目的

本市は、平成 16 年 3 月に「厚木市緑の基本計画」を策定し、緑に関する施策を展開してきたが、策定から 13 年が経過し、市民のニーズの多様化や少子高齢化の急激な進行、防災面や市民参加への重要性が高まり、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化している。

そこで、市民のニーズに適合した、より柔軟な計画にするため、本市の社会構造の変化、社会資本の整備水準、緑地の現況、土地利用の変化、さらには財政事情などを考慮するとともに、環境への配慮として、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会への転換などを考慮した計画とするため、現行の「厚木市緑の基本計画」の改定を行う。

2 改定のポイント

- (1) 本計画で定義する緑地を見直し、市全域を範囲に対象を広く捉え整理する。
- (2) 市民アンケートから、これまでの施策の展開への市民評価や今後期待される取り組みなどの市民意識を把握し、反映する。
- (3) 上位・関連計画の改定及び現行の緑の基本計画策定後に策定された関連計画を整理し、基本理念、基本方針、緑に関する目標設定の基礎情報とする。
- (4) 本市の社会構造の変化、緑地の現況や土地利用の変化、更には財政事情などを考慮しながら、都市公園の配置及び規模について見直しをする。
- (5) 頻発する自然災害に備え、地域防災計画と連携した防災体制の強化を図るため、緑地の適切な配置と機能の充実に努めるよう見直しをする。
- (6) 緑の基本計画は環境への配慮が欠かせないことから、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会への転換などを実行に移していく。
- (7) 今後の人口減少社会を捉え、緑地の確保目標水準、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準、緑化の目標の見直しをする。

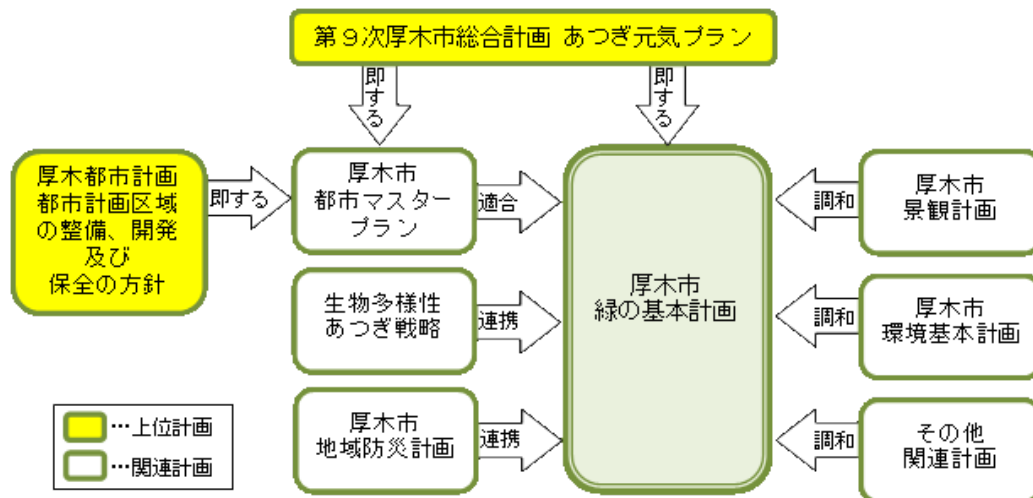
3 計画期間と目標年次

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 47 年度までとする。

また、上位計画の計画期間に合わせ、中間目標年次を平成 32 年度と平成 37 年度とする。

ただし、緑を守り、創る取り組みは、長期的な視点に立って、本市の目指していく緑の将来像、それに基づいた計画を示す必要があるため、緑の将来像、配置計画については、長期的な「将来目標」として示すこととする。

4 計画の位置づけ



5 緑と緑地とは

【 緑 】 樹林地、植栽地などを構成する樹木や草花といった個々の緑。

【 緑地 】 樹林地や植栽地の他に、都市公園の機能を持つ施設において、一定の定義の中で担保されている土地及び空間。そのため、緑化されているかどうかに関わらず対象となる。

現況と課題

1 現況

市西部山間丘陵地は、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、自然環境保全地域に指定された豊かな樹林地の緑に覆われた地域となっている。

市東端を南下する県内一の規模を持つ相模川及びその支流である中津川と、市西部山間丘陵地に端を発し、これら両河川に注ぐ荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の6河川による清流の水の軸が本市を構成している。

山間丘陵地裾及び6河川の沿岸には、農地及び農業集落地と大規模公園緑地等のレクリエーション施設が分布している。

市東南部の相模川沿岸及び6河川と農地及び農業集落地に挟まれた丘陵地に市街地が形成されており、市街地内には緑が少ないが、市街地と農地及び農業集落地の境界に斜面緑地が市街地を取り囲むように残されている。

2 市民ニーズ(アンケート結果)

計画改定にあたり、市民の皆様の協力を得ながら、みどりを守り、育てるための取り組みを定めることを目的に、2,000人を対象に全43問のアンケート調査を実施した。

量：緑の将来

- とても心配(24.4%)
- 少し気にしている(45.5%)

質：防災面からの緑地の確保・緑化

- 一時避難場所として有効である(87.2%)
- 役立つとは思わない(4.5%)

利用：身近な公園・レクリエーションの場

- 十分にある(29.4%)
- 少しある・ほとんどない・全くない(68.9%)

管理：市民と行政との協働

- 地域住民と行政が協力して行う(67.7%)
- すべて行政に任せる(13.6%)

3 課題

【荻野】

- 水と緑のネットワーク形成と活用(荻野川)
- 山岳・丘陵地の樹林地の保全
- 住まいの周りの緑化の促進と歩いて行ける公園の整備

【小鮎】

- 水と緑のネットワーク形成と活用(小鮎川、恩曾川上流部)
- 山岳・丘陵地の樹林地の保全
- 歩いて行ける公園・魅力ある公園の整備

【睦合】

- 様々な公園緑地の量的整備の推進(整備率が最も低い地区)と緑化の促進
- 市街地内の空閑地の有効活用と今後の人口減少及び高齢化に配慮した都市公園の配置及び機能のあり方の検討
- 歩いて行ける公園・魅力ある公園の整備
- 水と緑のネットワーク化の推進(中津川)

【依知】

- 相模川、中津川沿いの農地の保全及び両河川の水と緑のネットワーク化の推進
- 今後の人口動向予測に基づく住区基幹公園の適正配置の検討
- 緑化の促進と歩いて行ける公園・魅力ある公園の整備

【厚木】

- 相模川河川敷の緑地としての一層の活用と水と緑のネットワーク化の推進
- 人口動向予測に基づく住区基幹公園の配置及び機能のあり方検討
- 緑化の促進と歩いて行ける公園・魅力ある公園の整備

【玉川(森の里地区含む)】

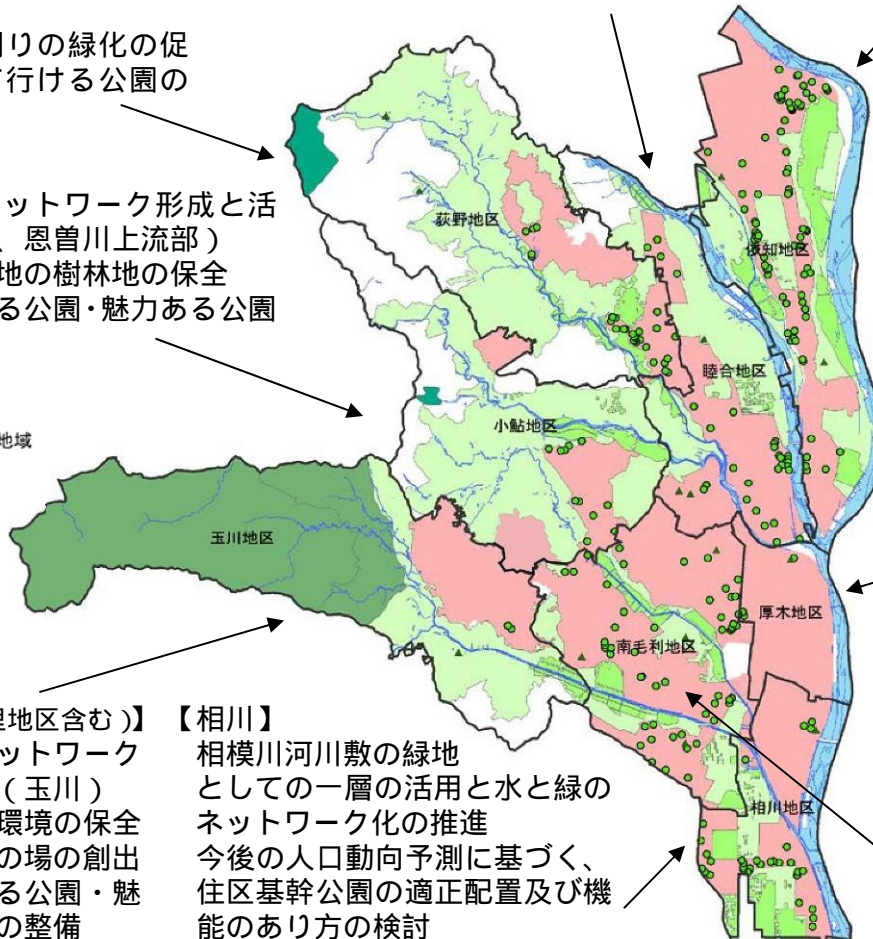
- 水と緑のネットワーク形成と活用(玉川)
- 山地の自然環境の保全と触れ合いの場の創出
- 歩いて行ける公園・魅力ある公園の整備

【相川】

- 相模川河川敷の緑地としての一層の活用と水と緑のネットワーク化の推進
- 今後の人口動向予測に基づく、住区基幹公園の適正配置及び機能のあり方の検討
- 公園・レクリエーション施設の充実と緑化の促進

【南毛利(緑ヶ丘地区含む)】

- 水と緑のネットワーク形成と活用(恩曾川)
- と緑化の促進
- 歩いて行ける公園・魅力ある公園の整備



基本方針と緑地・緑化の目標

基本理念

豊かな自然環境と共生し 身近な緑にふれあえるまち あつぎ

緑の基本方針

- (1) 丹沢の自然を育む豊かな緑の風を感じられる自然環境と共生するまちづくり
- (2) 生物多様性に配慮した自然豊かな緑と水辺の保全と緑のネットワークづくり
- (3) 市民が親しめる緑地環境の創出と市民自身が育み、自然を学び、楽しむことのできる緑づくり
- (4) 防災機能の充実に図り、安心、安全で快適な美しい緑地環境の提供
- (5) 社会情勢の変化を見据えた、公園等の整備の推進及び既存公園・広場等の利活用の活性化

緑地・緑化の目標

1 計画フレーム

前提条件となる計画対象区域、市全域（都市計画区域）人口の見通し、市街地の規模を示す。

	市全域		市街化区域	
	面積：ha	人口 ¹ ：人	面積：ha	人口：人
現況（H28年）	9,383	225,126	3,173	206,935
目標年次（H47年）	9,384	220,427	3,239	204,035

将来目標の計画フレームはH47年と同様とする。

1：人口は、厚木市人口ビジョンの推計値に準拠する。

2 目標設定

都市公園等の施設（原則、都市公園を対象）として整備すべき緑地の目標水準を示す。

都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準 ²		現況(H28年)	目標年次(H47年)	将来目標
1人当り：㎡/人 (面積：ha)	市全域	8.06 (181.52)	10.52 (231.89)	14.30 (315.26)
	市街化区域	6.78 (140.30)	8.85 (180.67)	10.08 (205.67)

2：市都市公園条例（市全域内：10.0㎡/人以上、市街化区域内：8.0㎡/人以上）

地形や都市構造等を考慮し、将来の市全域及び市街化区域内に確保すべき緑地を示す。

緑地の確保目標水準		現況(H28年)	目標年次(H47年)	将来目標
面積：ha (割合：%)	市全域	6,652 (70.9)	6,744 (71.9)	6,827 (72.8)
	市街化区域	429 (13.5)	479 (14.8)	504 (15.6)

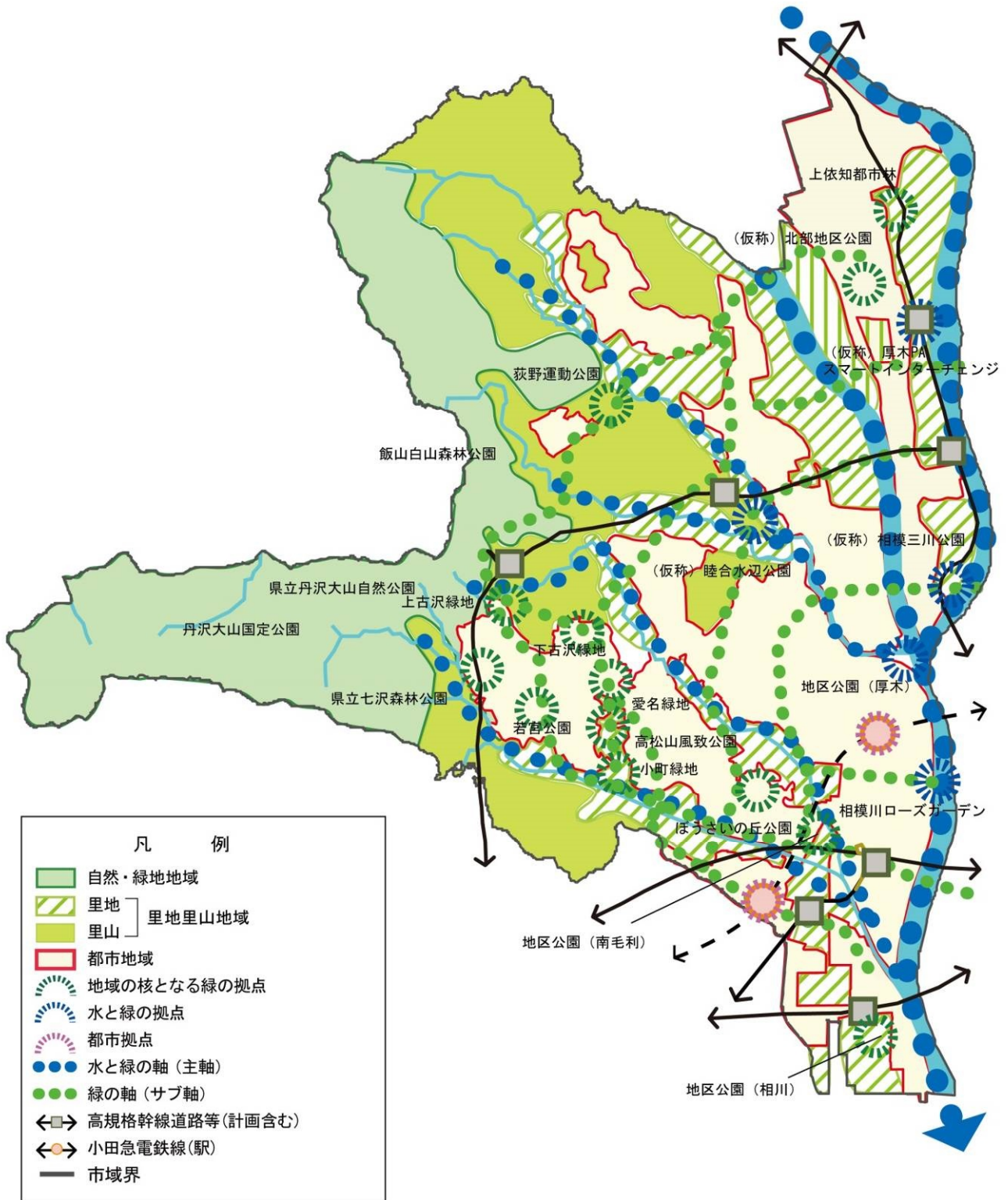
公共公益施設や民有地の緑化において、都市全体での緑化目標や到達すべき緑被水準を示す。

緑化の目標	現況(H28年)	目標年次(H47年)	将来目標
市全域（割合：%）	58.1	58.4	58.7

緑の将来像図

緑の将来像は、「基本理念」、「緑の基本方針」に基づき、本市が将来目指すべき緑の構造を図として示したもので、今後の緑のまちづくりにおいて、骨格となる緑を示している。

緑が持つ環境保全、レクリエーションの場、防災、良好な景観形成、多様な生物の生息・生育の場としての機能を踏まえ、本市の緑の構造を、地域・軸（ネットワーク）・拠点により示す。



緑地の配置計画

1 系統別配置方針

系統	機能	配置方針
環境保全系統	人と自然が共生する都市環境を確保することができる緑	自然環境を形成する緑、多様な動植物が生息する生物多様性の場として重要な役割をもち、クールアイランドの増進・創出に資し、水源地としての山林の保水機能を持つものという視点で必要な緑地を配置する。
レクリエーション系統	緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できる緑	広域圏（周辺諸都市及び全市）から必要とされるレクリエーションの場、自然とのふれあいと緑の面からのレクリエーションの場、市民の日常圏におけるレクリエーションの場という視点で必要な緑地を配置する。
防災系統	災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できる緑	火災・震災については避難場所及び避難路・緊急輸送路の確保、延焼防止、難燃対策等、水害については、河川の沿岸低地部での水害対策、山林、農地等の保水・遊水機能の保全という視点で必要な緑地を配置する。
景観系統	多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する緑	市のシンボルであり眺望の場となる山頂や、地域全体の背景となる山並、原風景である里地里山、市の顔となる中心市街地、玄関口であるインターチェンジ周辺の緑地景観という視点で必要な緑地を配置する。

2 都市公園の配置及び整備方針

人の集まる市街化区域を中心に、子供からお年寄りまで、市民が身近に利用できる公園配置を行う。

市街化区域を中心に、誰もが日常的に利用でき、一時避難場所としても有効な最も身近な存在である街区公園を面的に配置する。

市民のあらゆる利用目的に応えられるよう、近隣公園、地区公園についても、新規公園の配置を行う。

小さくても身近な公園が最も必要とされているが、地区の主要な公園として、防災機能を持つ、近隣公園（標準 2ha）や地区公園（標準 4ha）を各地区 1 箇所を基本に地区ごとに偏りのないように配置する。

広域的に利用される公園（運動公園・総合公園）の機能の充実に努める。

荻野運動公園（運動公園）やぼうさいの丘公園（総合公園）の更なる機能の充実を目指す。

自然的環境の保全や改善、景観の向上にも配慮した公園の配置を行う。

風致公園、都市緑地、都市林を配置する。

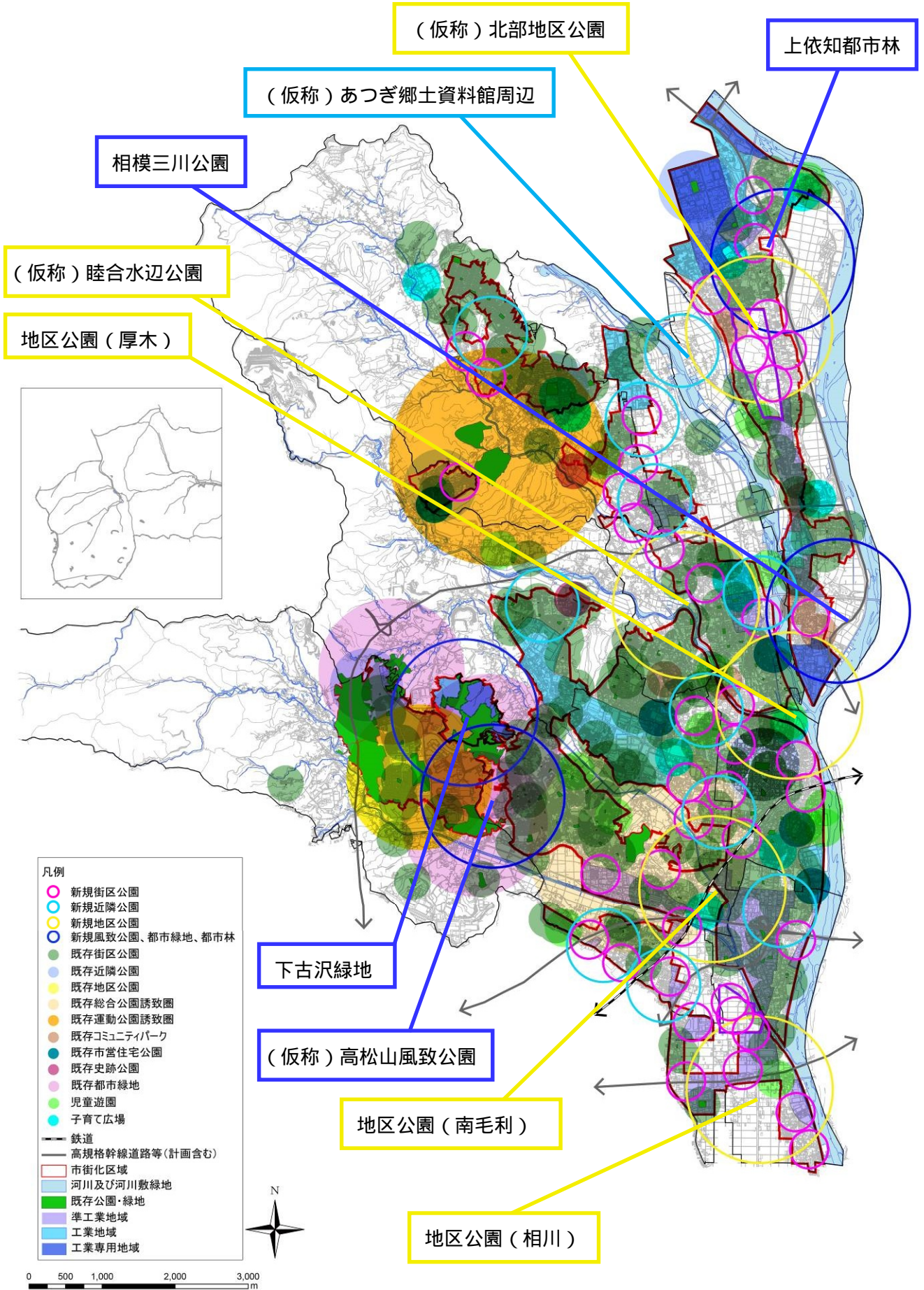


長谷はら公園（街区公園）



若宮公園（地区公園）

都市公園配置計画図



施策

基本方針 1 丹沢の自然を育む豊かな緑の風を感じられる自然環境と共生するまちづくり

丹沢の自然を水源とする清流の連続性や丘陵、台地に続く斜面緑地等の自然性の高い緑地の連続性を確保し、市街地そして相模川までの緑の道を創出する。

自然環境・森林地域等の保全

風致林や自然林等の保全

寺社林、屋敷林、生垣等の保全・育成

優良な農地の確保・保全

森林の保全・育成

基本方針 2 生物多様性に配慮した自然豊かな緑と水辺の保全と緑のネットワークづくり

豊かな自然を水源とする清流の清らかな水が流れる河川の水辺を、より自然性の高い緑地環境として再生し、相模川の自然と丹沢の自然をつなぐ“水の自然回廊”として位置づける。

河川に面した緑地の維持や新たな創出による拡大を図る。

動植物の生息環境の保全

緑を育む水・河川の保全

動植物による被害対策及びマネジメントの実施

エコロジカルネットワークの形成

基本方針 3 市民が親しめる緑地環境の創出と市民自身が育み、自然を学び、楽しむことのできる緑づくり

公園緑地や公共施設における緑化事業に、市民が気軽に参加できるシステムを整備するとともに、市民・事業者と行政との協働による緑づくりを展開する。

特に、教育施設での積極的な緑化活動を進め、自然環境学習のできる施設内緑化の推進や緑化活動への参加を促進する。

緑化重点地区の指定と緑化の推進

自然公園等の保護と調和のとれた活用の推進

都市農業と連携した緑の保全と活用の推進

河川・公園緑地等における環境学習等への活用

レクリエーションネットワークの形成

民間の参加、協力及び活用等の促進

普及啓発活動の推進

基本方針 4 防災機能の充実に図り、安心、安全で快適な美しい緑地環境の提供

市街地及び周辺での大規模緑地の確保や公共施設緑地による防災機能の向上を図るとともに、地域の避難場所となる防災機能を備えた公園を確保する。

災害に強い緑地環境の形成

連続した景観をつくるネットワークの形成

基本方針 5 社会情勢の変化を見据えた、公園等の整備の推進及び既存公園・広場等の利活用の活性化

少子高齢化等の社会情勢の変化に応じて、既存の公園・広場等の利活用を一層推進する。

公共施設空間の緑化の充実等により、日常的な生活空間に身近な自然を育む緑を提供する。

公園等の整備の推進及び活用

公共施設の緑化の推進

民間施設の緑化の推進

厚木市緑の基本計画（概要版）

発行：平成 29 年 10 月

編集：厚木市都市整備部公園緑地課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17（市役所第二庁舎 15 階）

TEL：046-225-2412 E-mail：4800@city.atsugi.kanagawa.jp